

○少量貨物有償運送約款

目次

- 第一章 総則（第一条-第三条）
- 第二章 運送の引受け（第四条-第七条）
- 第三章 荷物の引渡し（第八条-第十二条）
- 第四章 指図（第十三条）
- 第五章 事故（第十四条）
- 第六章 責任（第十五条-第二十条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この運送約款は、伯方島モビリティコンソーシアムを代表して Community Mobility 株式会社（以下「当社」という）が自家用有償旅客運送に使用する車両を用いて、道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可を受けて行う少量貨物有償運送による荷物の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（運送を行う路線又は区域）

第二条 当社が提供する荷物の運送は、道路運送法第 78 条第 3 号の許可を受けた路線又は区域（以下「許可路線・区域」という）内に限ります。

（運送する荷物の範囲）

第三条 当社が引き受ける荷物は、当社が別に行う自家用有償旅客運送の乗車を希望する旅客及び乗車中の旅客の乗車スペース、当該旅客の手荷物の収納スペースが損なわれない範囲の少量の荷物とします。

第二章 運送の引受け

（受付日時）

第四条 当社は、受付日時を定め、カタログ及びウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめウェブサイトに掲載します。

（運送の申込み）

第五条 当社が指定する所定の店舗からの荷物の運送及び受け取りを希望する依頼人（以下、単に「依頼人」という）は、荷物の運送の申込みに際し、次の事項について連絡していただきます。

- 一 依頼人の氏名又は名称、配達先及び電話番号並びに配達希望時間
- 二 荷物の品名及び個数

(引受拒絶)

第六条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 申込み内容がこの運送約款によらないものであるとき。
- 二 依頼人が運送の申込みに際し、第五条各号に係る連絡を行わないとき。
- 三 運送に關し依頼人から特別の負担を求められたとき。
- 四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 自家用有償旅客運送を希望する旅客及び乗車中の旅客の乗車スペース、当該旅客の手荷物の収納スペースが損なわれるおそれのあるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(配送料等の収受)

第七条 当社は、依頼人に荷物を引き渡す時に、配送料及び当該運送にかかる荷物の商品代金を收受します。

- 2 配送料については、当社が定める料金によります。
- 3 配送料は、カタログ及びウェブサイトに掲示します。

第三章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第八条 当社は、依頼人に対して、荷物引渡予定日の前日に引渡時間を電話で連絡します。

- 2 当社は、前項の規定により連絡した荷物引渡時間に荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡時間に遅延が生じることがあります。

(依頼人以外の者に対する引渡し)

第九条 当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、依頼人に対する引渡しとみなします。

- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 二 配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

(依頼人等が不在の場合の措置)

第十条 当社は、依頼人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、伯方島モビリティコンソーシアムの構成員の事務所で荷物を保管します。

(引渡しができない場合の措置)

第十二条 当社は、依頼人を確知することができないとき、又は依頼人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく依頼人に対し、相当の期間を定め荷物の再配達又は処分につき指図を求めます。

- 2 前項に規定する指図に従って行った再配達又は処分に要した費用は依頼人の負担としま

す。

(引渡しができない荷物処分)

第十二条 当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、依頼人に対し予告した上で、その指図を求めた日から 1 週間経過した日まで荷物を保管した後、売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合は、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。

第四章 指図

(指図)

第十三条 依頼人は、当社に対し、荷物の配達、その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する依頼人の権利は、依頼人に荷物を引き渡した時に消滅します。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、依頼人の負担とします。

第五章 事故

(事故の際の措置)

第十四条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を依頼人に通知します。

2 当社は、荷物に著しいき損を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物引渡予定時間より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく依頼人に対し、荷物の処分につき指図を求めます。

3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は依頼人から指図がないときは、依頼人の利益のために、その荷物の運送の中止、その他の適切な処分をします。

4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を依頼人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当社は運送上の支障が生ずると認める場合には、依頼人の指図に応じないことがあります。

6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を依頼人に通知します。

7 第二項に規定する指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物のき損又は遅延が依頼人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは依頼人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

第六章 責任

(責任の期間)

第十五条 荷物の滅失又はき損についての当社の責任は、荷物を所定の店舗から受け取ったときに始まり、荷物を依頼人に引き渡したときに終わります。

(責任と挙証)

第十六条 当社は、運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注

意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負います。

2 荷物のき損又は引渡予定時刻の著しい遅延の原因が店舗側にある場合、店舗側の責任において適切な対応をするものとし、具体的な対応方法については、当社と店舗が個別に協議して決めるものとする。

(免責)

第十七条 当社は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 二 荷物の性質による発火、爆発、腐敗、変色、さび、その他これに類似する事由
- 三 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 依頼人の故意又は過失
- 九 店舗

(引受制限荷物等に関する特則)

第十八条 第六条第四号に該当する荷物については、当社は、その滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。

(損害賠償の額)

第十九条 当社は、運送のために使用した者の故意又は過失によって荷物の滅失、き損又は遅延が生じたときは、当社は荷物の価格全額を賠償します。

(依頼人の賠償責任)

第二十条 依頼人は、故意又は過失により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。